

平成31年度 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会
事業計画書

基本方針

今般、少子・高齢化が進行し、核家族化や地域のつながりが希薄化するなか、福祉課題は多様化、複雑化し、従来の福祉制度・施策の枠組みだけでは十分に対応することが困難な状況にあります。このような中、国においては現在の福祉課題を解決するため、児童、高齢、障害など分野別の縦割りの福祉制度だけでなく地域における包括的支援体制を進めることを目的に各福祉制度において地域福祉を改めて重要視し、諸施策に反映しています。

狭山市社会福祉協議会（以下「本会」）では、住民の身近な圏域において住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するため、生活支援体制整備事業の第2層協議体の体制整備を進めるとともに、地域の様々な世代や課題に対応した住民のための地域拠点の設置、介護予防活動、地域の生活課題の解決に向けた取り組みなどを拡大・充実するため住民とともに協働・連携し推進します。

この取り組みに併せ、地域の拠点などに相談窓口などを設け、個別支援と地域支援の役割をもったコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が地域の様々な課題を受け止めるよう努めていきます。

また、本年度、全国各地から地域福祉活動者が集う、学びと実践の場である「全国校区・小地域福祉活動サミット」を狭山市で開催します。これにより狭山市内の地域福祉活動者の活動を宣揚し、地域福祉活動の魅力を知るきっかけとして、新たな地域福祉活動者の発掘につなげ、地域福祉活動の機運醸成をはかります。

「地域福祉推進計画」は5年目を迎えますが、次期計画策定を見据えた準備を進めるとともに、本計画を着実に推進するために関係団体・機関や地域住民との協働のもと、地域の福祉力を一層高めていくための取り組みを推進します。

組織運営については、本会の自主財源である地域ふくし支援金（会員会費）、共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）が地域福祉を推進するための貴重な財源であることの理解を拡げるため、事業活動や広報活動を通して一層の周知を図ります。

組織体制については、事務事業評価を導入し、経営の観点をもった組織強化を図っていきます。

この実施のため、次の事業を新規事業、重点事業として掲げ本会の運営を行います。

【新規・重点事業】

- | | | |
|----|----|-------------------------------|
| (新 | 規) | 1. 地域課題の解決力強化の推進 |
| (重 | 点) | 2. 生活支援体制整備事業の推進 |
| (新 | 規) | 3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の配置 |
| (新 | 規) | 4. 全国校区・小地域福祉活動サミットの開催 |
| (重 | 点) | 5. 狭山市地域福祉推進計画及び支部地域福祉活動計画の推進 |
| (新 | 規) | 6. 遺贈寄付に関する調査研究 |
| (重 | 点) | 7. 社協活動の理解の促進及び機能強化 |

【新規・重点事業】

1. 地域課題の解決力強化の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
住民福祉活動の拠点支援の強化	通年	拠点 1 か所 家賃補助 3 か所	ボランティアの交流や会議の場、こども食堂や学習支援、ひとり親の方同士が集える場などに活用できる常設型の拠点を整備します。併せて、住民主体の地域福祉活動の常設拠点への家賃補助を行います。
ボランティアによる移動支援	通年	260 回	移送ボランティアによる地域拠点（生活支援体制整備事業による拠点）や買い物などの外出支援などのために本会車両を活用した福祉運行を行います。
コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置			※「新規・重点事業3」に別途掲載

2. 生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第2層の運営及び更なる推進のための支援	通年	第2層 活動 10 か所	社協支部10のエリアにおいて、立ち上がった第2層協議体や拠点の継続や支え合いの仕組みを創出するための支援や活動の拡大を住民と共に行います。
小地域福祉活動の人材育成	通年	担い手 養成研 修開催	「ちょこっと見守りサポーター」の登録を増やし、地域のニーズに合った人材養成講座や市民フォーラムや講演会を開催し、生活支援の担い手とリーダーを養成します。

第1層協議体の運営	通年	協議体 開催 年6回	第1層協議体の運営を行い、第1層分科会等を活用した支え合いを生み出す仕組みを整備します。
小地域福祉に係る社会資源の把握と開発	通年	社会資源 一覧の 発行 年1回	常に市内の社会資源の把握を行い「地域資源管理サービスサイト」(データベース)を活用し、社会資源の共有を図ります。 また、関係者や住民向けに「社会資源一覧」(紙ベース)を発行します。
生活支援コーディネーターニュースの発行	通年	年4回	狭山市の生活支援体制整備についての情報を発信します。

3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (CSW) の配置

事業	実施時期	活動指標	事業内容
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (CSW) の配置	4月		個別の相談支援を行いながら、地域の生活課題の発見や解決に向けて行政、専門職、地域住民の協働などにより解決を図るため、CSWを配置します。(支部社協担当職員による兼務。)なお、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや生活困窮者自立支援事業の自立支援相談員などと連携をして個別支援や地域支援にあたっていきます。
出張相談会の開催	通年	月1回 ～	老人福祉センターや生活支援体制整備事業の第2層拠点において、定期的にCSWによる出張相談会を開催します。

職員の相談スキルの向上のための連絡会議の開催	通年	月1回	CSWとして対応した相談内容やその結果についての情報共有を図り、CSWを担う職員の相談スキルの向上に努めます。
------------------------	----	-----	---

4. 全国校区・小地域福祉活動サミットの開催

事業	実施時期	活動指標	事業内容
全国校区・小地域福祉活動サミットの開催	1月	参加者 1,000名	地域福祉活動者の交流と学びの場である全国校区・小地域福祉活動サミットを狭山市において開催することで、狭山市内の地域福祉活動者を増やし、また、狭山市の地域福祉活動に関心を持ってもらうキッカケとし、その結果、地域福祉の推進を図ります。

5. 狭山市地域福祉推進計画及び支部地域福祉活動計画の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市地域福祉推進計画の推進	通年		狭山市との協働事業として策定した、狭山市地域福祉推進計画に基づき、また、必要な修正を加えつつ、社協の取り組みを計画的に進めます。 なお、次期計画にもつながる見込みである、計画の進捗度を図るための市民調査等を行います。
支部地域福祉活動計画の推進	通年		狭山市地域福祉推進計画と一緒に策定された、支部地域福祉活動計画の推進を図るため、支部社会福祉協議会の活動を支援します。

6. 遺贈寄付に関する調査研究

事業	実施時期	活動指標	事業内容
遺贈に関する調査研究	通年		地域で暮らした人が、最後に地域のためにお金を使う、人生最後の社会貢献である遺贈寄付について、先進地社協への視察などを通じて、研究を行います。

7. 社協活動の理解の促進及び機能強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社協活動の理解の促進	通年		本会の活動のPRのため、ユニフォームやピンバッジ、のぼりを活用し、積極的な訪問活動に努めていきます。 ホームページや Facebook 公式ページにて、即時的な情報発信に努めます。
登録者への自動メール配信による情報発信	通年	1,000件/回 25回/年 配信	アドレス登録のある人に対し、イベント周知やボランティア募集など、多様な情報を自動メール配信にてタイムリーに届けます。 登録者を増やすよう、仕組みの周知をします。
事務事業評価の導入	7月		経営を意識した職員を育成するため、事務事業評価を行い、事業に対する意識を高めていきます。

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化
2. 調査研究
3. 連絡調整
4. 普及・宣伝
5. 社会福祉大会の実施
6. 財源の確保
7. 福祉教育
8. 高齢者福祉
9. 障害者福祉
10. 児童福祉・母子（父子）福祉
11. 介護保険事業
12. 歳末たすけあい配分事業
13. 相談体制の強化
14. 人材育成
15. 市民への福祉出前講座
16. 福祉資金の貸付等
17. 地域福祉活動の推進
18. 施設の管理運営（指定管理者）
19. ボランティアセンター
20. 有償福祉サービスささえあい狭山
21. 収益事業

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化

法人運営機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 理事会	5、6、9、 12、3月	年5回	本会の中心となり、運営上の経営方針を立てます。
(2) 監事会	5、10月	年2回	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。
(3) 評議員会	5、11、3月	年3回	運営管理の重要事項及び事業の基本方針について審議決定を行います。
(4) 正副支部長会議	6、11、3月	年3回	支部地域福祉活動計画の進捗状況の確認、支部社会福祉協議会に関する近況報告及び直面する課題解決の方向性を検討します。
(5) 三役会議	随時		直面する重要課題について方向性を検討します。
(6) 評議員選任・解任委員会	随時		評議員の選任及び解任を行います。
(7) 事務局機能の強化			職員会議やグループウェアを活用し、情報の共有を進め、業務の効率化を図ります。

委員会機能の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ボランティアセンター運営委員会	6、10、3月	年3回	ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図ることを目的として、ボランティアセンターのあり方や人材育成についての課題等、検討します。

(2) 援護資金貸付審査委員会	随時	年 2 回	低所得者に対し、生活の安定を図るため貸付金の申請に基づき審査するとともに、必要に応じ生活困窮者自立支援事業とも連携し、支援します。
(3) 手話通訳者派遣事業運営委員会	6、2月	年 2 回	手話通訳者派遣事業運営を円滑に進めることを目的として、手話講習会、登録手話通訳者の研修、手話通訳者のあり方等を研究します。
(4) ささえあい狭山運営委員会	5、8、11、2月	年 4 回	ささえあい狭山の適切な運営を図ることを目的として市民の協力と参加を得て、サービスの提供者には、活動の場を提供し、市民の連帯と相互扶助を促進するとともに、会員の増強を図ります。
(5) さやま成年後見センター運営委員会	6、9、12、2月	年 4 回	さやま成年後見センターの適正な運営を図り、法人後見受任の適否や受任状況の確認を行い、法人成年後見事業に透明性・公正性を確保します。
(6) 助成金交付事業審査委員会	6、9月	年 2 回	地域福祉の向上に資することを目的とした団体からの助成金申請に対し、交付の適否及び決定について審議し、適正化を図ります。

□ 役職員研修会の実施・充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 埼玉県社会福祉協議会等研修	随時		全国社会福祉協議会や埼玉県社会福祉協議会等が主催する研修に参加し役職員の研鑽や社会福祉を取りまく動向の把握に努めます。 (研修例)

			市町村社協常務理事・事務局 長会議 市町村社協地域福祉・ボラン ティア推進担当課長会議 市町村社協会計研修 生活福祉資金貸付担当者研修 日常生活自立支援事業専門員 研修会 成年後見セミナー 専任手話通訳者研修 生活支援コーディネーター現 任研修
(2) 職員提案制度	随時		職員から創意、工夫、考案 の提案を広く求め、職員の士 気の高揚を図り、事務改善及 び能率向上に寄与するために 職員提案制度を実施します。
(3) 職員内部研修	年 2 回	1 回 25 名 の参加	本会職員としての資質、知 識の向上を図ります。

□ 人事考課制度等の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 任用委員会	随時		職員の採用や昇任における 公平性を確保するため、採用 試験委員会及び昇任選考委員 会を開催します。
(2) 人事考課	6 月 12 月	年 2 回	人事の公平性を確保するた め、人事考課を行います。
(3) 職員の 自己申告制度	1 月	年 1 回	自己申告に基づき、必要な ヒヤリングを実施し、職員の 職務状況等を把握し、適切な 組織運営を図ります。

2. 調査研究

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 有効な情報発信にかか る調査研究	通年		市民に対し、地域福祉活動への参加や、困ったときにSOSが出せるため等、孤立のない地域共生社会の実現のために必要な情報を、わかりやすく効率よく発信する手段について調査研究をします。
(2) 介護保険事業等の経営に 関する調査研究	通年		安定した介護保険事業や障害福祉サービス事業を営 営できるように調査研究を 行います。

3. 連絡調整

□ 関係機関との連携の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 民生委員・児童 委員との連携	通年		狭山市民生委員・児童委員協議会に積極的に協力するとともに、地域福祉推進の主体として、共に連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。
(2) 行政・自治会等 との連携	通年		行政・自治会と連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。
(3) 狭山市介護保険 サービス事業者協 議会への参加	通年		狭山市介護保険サービス事業者協議会に参加し、介護保険関連情報の把握や介護保険事業の円滑な運営を行うとともに、協議会が企画する研修にも積極的に参加し、

			介護サービスの質の向上に努めます。
(4) 狭山市自立支援協議会への参加	通年	実務者会議 年 12 回 部会活動 随時	狭山市自立支援協議会に参加し、関係機関と連携を図り、地域の障害者福祉を推進します。
(5) 子育て支援ネットワークへの参加	通年	全体会 年 2 回 交流イベント参加	さやま子育て支援ネットワークに参加し、子育て支援関連情報や団体の活動状況を把握し、子育て支援の質の向上に努めます。
(6) 日常生活圏域会議・地域ケア会議への参加	通年	6 圏域	地域包括支援センターが主催する日常生活圏域会議・地域ケア会議へ参加し、地域での情報共有、地域課題の把握に努めます。
(7) (仮称) 社会福祉法人連絡会に関する意見交換会等の開催	通年	1～2 回	市内の社会福祉法人を対象にした地域における公益的な取り組みについての意見交換会や勉強会などを開催することで、社会福祉法人同士の連携の向上に努めます。

4. 普及・宣伝

□ 福祉情報の提供・啓発活動の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 社協だより「ふれあい」の発行	4、7、10、1月	年 4 回 全戸配布	本会の広報紙として、市民・市内各施設・関係団体に対して事業の紹介や活動の周知に努めます。
(2) ホームページの運営	通年	月 2 回 更新、 アクセス 月 1,000 件	ホームページを通して、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新情報の提供に努めます。

(3) 社協ガイドブック配布	4月 通年	1,000部 作成配布	社協ガイドブックを配布し、事業の紹介や活動の周知に努めます。
(4) 社協パンフレットの配布	6月 通年	500部 作成配布	広く市民や企業等に配布し、事業や活動の周知を図ります。
(5) サロンマップの更新、配布	随時		サロンマップを地域や関係機関へ配布し、サロンの持つ役割や地域のサロン情報について周知を図ります。
(6) ケーブルテレビ等による情報提供の充実	随時		広く市民に福祉情報を提供するためにケーブルテレビ等による情報提供をします。
(7) フェイスブックによる情報提供	随時	週1回更新	拡散機能のあるフェイスブックを活用し、広く事業や活動の情報提供を行います。
(8) ボランティア通信の発行	6、9、12、 3月	年4回 1回900部発行	ボランティア活動等の情報提供及び活動報告を行います。
(9) ささえあいだよりの発行	4、6、10、 12、2月	年5回 1回500部発行	会員等に対し「ささえあい」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(10) ふぁみさぼだよりの発行	5、10、12 月	年3回 1回800部発行	会員等に対し「ふぁみさぼ」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(11) 手話通訳者派遣事務所だより「手輪」の発行	4、7、10、 1月	年4回 1回1,000部発行	手話通訳者派遣事務所の活動の情報提供及び活動報告を行います。

5. 社会福祉大会の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市社会福祉協議会 第40回社会福祉大会	11月	市民会館 中ホール 来場者 500名	社会福祉の発展に功績のあった個人、団体を顕彰するとともに、市内の社会福祉関係者等が一堂に集い、相互の連携を深め、福祉活動の更なる普及と充実を図ることを目的に実施します。

6. 財源の確保

□ 会員会費の拡充

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 一般会員の加入促進	6～8月	会費総額 7,000,000円	自治会の協力を得て、1口500円の一般会員等の募集を行い、事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。
(2) 賛助会員・特別会員の加入促進	6～8月		企業や篤志家等に対し、郵送での協力依頼のほか、役職員が連携のもとで市内工業会等、全市的な協力依頼を行い、新たな事業財源の確保に努めます。
(3) 事務局窓口及び社協事業等での加入促進	通年		本会が管理運営する社会福祉会館、狭山市駅東口事務所や老人福祉センター等の窓口で一般会員等の募集を行うとともに、自主事業を実施する際に募集を行い、より一層の事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。

□ 社会福祉活動基金の造成と運用

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社会福祉活動基金の造成と運用	通年		社会福祉活動基金を造成し、国債等で運用を図ることで、その運用益を小地域福祉活動等の推進に活用します。

□ 埼玉県共同募金会狭山市支会への協力

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 戸別募金への協力	9～12月	赤い羽根共同募金 13,922,000円	共同募金の配分金は、事業の有効な財源となるため、自治会等の協力のもと戸別募金へ協力します。
(2) 法人募金への協力	9～12月	歳末たすけあい募金 6,300,000円	企業等に対し、郵送で協力依頼のほか、役職員及び民生委員・児童委員との計画的な連携のもとで、法人募金へ協力します。
(3) その他募金への協力	9～12月		職域募金・街頭募金・学校募金及び個人大口募金のほか、歳末たすけあい募金へ協力します。

□ 事業財源の募集

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) スポンサーの募集	随時	年10件	スポンサーとなる可能性のある企業等を把握し、広報紙等での広告料を募るなど新たな財源の確保に努めます。
(2) 福祉事業助成金等の活用	随時		民間福祉事業助成金等の情報を把握し、新たな財源を確保し福祉事業に使用します。

7. 福祉教育

□ 福祉教育の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉教育 サポーター養成 講座（対象：教員、 ボランティア）	通年	15名の 養成	体験学習の指導や地域福祉に対する講義、意見交換を行います。 教育委員会とも協議を行い、教員の参加を促し、情報共有を図り、安心安全な福祉教育を行います。
(2) 福祉教育の推進 （対象：小、中、 高校生、一般企業 等）	通年	年間 35 件 3,000名 の体験学 習の実施	市内の小・中・高等学校に出向き、地域の方々と協力して児童・生徒に対する福祉体験の指導や、まちの福祉について考える演習等を通して福祉教育を推進します。また、あいサポート運動やあいサポートキッズ事業と連動し児童・生徒に対し地域共生社会に向けた障害理解の推進を行います。同様に、市内の企業や団体に対しても、福祉教育の推進を図ります。
(3) 新たな福祉教育 メニューの取組み	通年	新規 1 メニュー	新しい福祉教育メニュー（社会貢献教育）の周知を行い、普及活動を展開し、福祉教育の幅を広げます。

8. 高齢者福祉

自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉機器等の貸出し	随時	年 100 件	本会会員の介護保険認定者以外で、福祉機器等（車椅子、歩行器、シャワーチェア等）の必要な方へ原則 3 か月を期限に貸出しを行います。

市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 敬老事業	9～11 月	市内平均参加率 50%	敬老事業、友愛訪問の実施を希望する支部社会福祉協議会や自治会を支援します。

9. 障害者福祉

自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 障害者団体への助成	6 月	8 団体	当事者同士の交流や福祉活動が活発になることを願い、申請に配慮しつつ、障害者団体の活動や事業に対し、助成を行います。
(2) 居宅介護事業	通年	利用者 40 名 サービス提供時間 月 500 時間	障害者総合支援法の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うためのホームヘルパーを派遣します。また、視覚障害者等の外出支援を行います。
(3) 指定特定相談支援事業	通年	年 60 名	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画のモニタリング

			を行います。
(4) 聴覚障害者の集い	通年	3～4回	情報不足による健康問題や生活水準が懸念される聴覚障害者に情報提供や聴覚障害者同士の交流の場を設け、生活の質の向上や社会参加の促進につなげます。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 全身性障害者通学等介護人派遣事業	通年	年1件 240時間	在宅の全身性障害児者に対し、介護人を派遣することで自立した地域生活と社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。
(2) 手話通訳者派遣事業	通年	年550件	手話通訳や手話通訳者派遣のコーディネート、登録手話通訳者の研修等を行います。
(3) ハンディキャブの運行・貸出	通年	運行事業 年1,500件 貸出事業 年80件	障害の程度が重く、車椅子を使用している方、または、歩行することが困難な方が積極的に社会参加できるよう、移送サービス等を行います。 また、ハンディキャブの更なる有効活用について市と検討します。

10. 児童福祉・母子（父子）福祉

□ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ふれあい (夏期・冬期) 里親事業	8月・1月	夏期2組 冬期2組	県内の児童福祉施設で生活する児童を家庭に招き交流や生活経験の機会を提供し、健やかな児童の育成の一助として行います。
(2) 子ども食堂への支援 ①子ども食堂への助成	通年	5～7団体	地域での子育てを推進するため、子ども食堂を実施する団体への食糧費など運営にかかる経費の一部を助成します。
②子ども食堂マップの作成、配布	通年		子ども食堂の普及を目指して、市内の子ども食堂の情報収集をし、子ども食堂マップを作成、配布します。
③子ども食堂のネットワークとの連携	通年		子ども食堂運営者のネットワークと連携し、情報の共有を図ります。
④子ども食堂に関する運営相談	通年		子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談を受け付け、協力が得られそうな地域の団体等の紹介や調整を行うなどのサポートをします。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ファミリー・サポート・センターの運営	通年	会員数 800名 活動件数 3,500件 研修会 9項目 24時間	子育ての手助けが必要な方(預ける会員)と子育ての手助けができる方(預かる会員)が会員となり、お子さんの送り届けやお迎え、お預かりなど仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。 また、病児・病後児の預かりを行います。 併せて、預かる会員が相互援助を行うために、適切な知識を深めるための研修会を開催します。
(2) 産前・産後ヘルパー派遣事業	通年	利用者数 15名 派遣件数 120件 研修会 年1回	妊娠中の方や産後の方が、家庭で安心して生活できるように産前・産後ヘルパーが家庭を訪問し必要な家事や育児のお手伝いや相談を行います。 また、提供者が円滑に活動できるように研修会を開催します。
(3) 養育支援訪問事業	通年	必要時	養育支援が特に必要があると判断した家庭に対し、市からの要請により、ヘルパーを派遣し、育児、家事援助を行います。

1 1. 介護保険事業

□ 介護保険事業所の運営

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 訪問介護事業	通年	利用人数 月 40 名 サービス 提供時間 月 500 時 間	介護保険制度の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うための訪問介護員を派遣します。 また、困難なケースに対しても積極的に派遣します。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山台地域包括支援センターの運営	通年	相談件数 500 件 / 月 介護予防 ケアプラ ン件数 40 件 / 月 地域ケア 会議 12 回 / 年	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や家族など関係者の方々の介護や福祉などについての総合的な相談に応じます。また、高齢者だけではなく、地域住民の方々に関するさまざまな相談を受けとめ、必要なサービス等につなぐいんだり、虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援を行います。 また、介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や、要支援者に相当する状態等の方を対象に、一人ひとりの生活に合わせた介護予防ケアマネジメントにより、介護予防サービスや生活支援サービス利用のための調整を行う他、地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるように支援

		し、より暮らしやすい地域にするため関係機関とのネットワークづくりを行います。
--	--	--

1 2. 歳末たすけあい配分事業

□ 歳末たすけあい配分事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 歳末たすけあい支援金（緊急用生活費給付）事業	10～2月	40件	生活困窮者自立支援事業の相談の中で既存の制度の狭間にある課題のため、生活困窮状態からの脱却を目指していても生活再建の道筋を立てられない方に対して、緊急用の生活費を給付することで、生活再建の道筋を立てます。
(2) 歳末たすけあい支援金（高校進学支度金給付）事業	2～3月	25件	生活困窮世帯の子どもに対し、高校等への進学にあたっての支度金を給付することで、生活困窮世帯の子どもへの教育に対する負の連鎖を緩和し、子どもの学習意欲を向上させることで、将来的な生活困窮状態からの脱却を図ります。
(3) 歳末地域支援事業	11～1月	3件	歳末の時期に、障害者団体等が行う事業を支援することで団体の活動強化を図り、地域福祉に寄与します。
(4) 民間保育施設助成事業	11～1月	3件	歳末の時期に、市内の民間保育施設で行う子育て支援事業や相談の推進を図り、地域福祉に寄与します。

1 3. 相談体制の強化

□ 定期相談の継続・専門相談の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 弁護士による心配ごと相談事業	月 1 回 (予約制)	1 回 4 件 の実施	社会福祉会館において、住民のかかえる生活上の悩みごと、困りごとの解決に取り組むため、弁護士による法律関係の相談を行います。
(2) 健康相談事業	通年	各館週 1 回の実施	老人福祉センター 3 館において、各館の実情により、看護師による高齢者を対象とした健康相談を行います。
(3) 相談支援体制の充実	随時		社会福祉会館、狭山市駅東口事務所、老人福祉センター等において福祉、介護などの相談に応じ、必要に応じて適切な専門機関を紹介し、問題解決に必要なサービスにつなげるための助言・援助を行います。

□ 権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業、法人成年後見事業）
の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託事業)	通年	年間契約 件数 35 件 相談件数 1,200 件	判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行うことにより、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。
(2) 法人成年後見事業 (一部、市委託事業)	通年	講演会 1 回 研修 1 回 年間受任 件数 9 件 相談件数	「さやま成年後見センター」において、成年後見制度の普及啓発、法人後見の受任、権利擁護に関する総合相談や成年後見制度の申立支援などを実施します。

		200件 意見交換 会3回	特に福祉関係の支援者に対する研修会を開催することで、支援者のスキルアップを図り、成年後見制度の普及に努めます。 また、近隣市社協との意見交換や成年後見制度を推進している他の団体との協働による普及啓発を行うことで、成年後見制度に関するネットワークの構築を図ります。
(3) 権利擁護法律相談	月1回 (予約制)	24件	成年後見制度や虐待・権利侵害等に対する法律相談を実施します。

□ 生活困窮者自立支援事業等の生活困難者への総合相談の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 生活困窮者自立支援事業の受託 (市委託事業)	通年	初回相談420件 累計相談3,100件 プラン策定件数160件	平成27年度から福祉事務所を設置する自治体での必須事業として実施されている「生活困窮者自立支援事業」の受託をし、窓口名称を「くらし・しごと相談支援センターさやま」として、①自立相談支援事業、②家計改善支援事業、③就労準備支援事業を行います。 また、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めるため、地域でのパンフレットの配布や、事業説明等を行うことで、生活困窮者は身近に存在し、支援を求めていることを理解していただけるよう努めます。 更に、生活困窮者の就労先

			の確保や、社会復帰には企業・事業所での訓練等による協力や理解が何より必要であることを知っていただくため、企業・事業所にもパンフレットの配布や、事業説明等を行うことで普及啓発に努めます。
(2) 無料職業紹介所の運営	通年		生活困窮者自立支援事業の中での就労支援を強化するため、無料職業紹介所を運営します。求職登録者や求人登録企業が増えるよう宣伝をしていきます。
(3) 彩の国あんしんセーフティネット事業への協力	通年	110件 連絡会議 年6回	平成26年度から始まった埼玉県内の社会福祉法人が行う社会貢献活動である、「彩の国あんしんセーフティネット事業」への協力をしていくため、埼玉県社会貢献基金への拠出をするとともに、生活困窮世帯への支援をしていく社会福祉施設と連携を図ります。
(4) 生活支援物資の受け入れと活用	通年	活用件数 210件	防災用の食品・缶詰・レトルト食品・カップ麺や、未使用のテレホンカードや切手など、家庭等に眠る生活支援物資の寄付を募り、生活困窮者支援として活用します。
(5) 生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等との連携	通年		本会の既存事業である生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。
(6) フードバンク等と	通年	月1回	生活困窮者支援の一環とし

の連携		会議	て有効な社会資源であるフードバンク等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。
(7) トータルサポート推進室・生活保護担当部署等との連携強化	通年		生活困窮者自立支援事業の相談窓口を市役所内にも設置することで、役所内で生活困窮者に関わりのある部署との連携強化を図ります。

14. 人材育成

□ 人材育成の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 手話講習会 (市委託事業)	通年	講習会受講者 60名	手話通訳者養成のための講習会と手話講習会指導者の増員やレベルアップのための研修会を行います。 【開講予定コース】 ・手話奉仕員養成講習会(後期) ・手話通訳者養成講習会(通訳Ⅱ) ・手話通訳者養成講習会(通訳Ⅲ) ・手話講習会指導者研修会
(2) あいさポーター養成講座 ①あいさポーター研修の実施	通年	36回	住民が、障がいの多様な特性を理解し地域共生社会の実現を目的として、障がいや障がい者への理解を促進するための講座の開催を行います。
②メッセンジャー研修の実施	通年	2回	あいさポーター研修の講師となる者を養成するため

			の講座を開催します。
③キッズあいサポーター研修の普及	通年	2回	あいサポーター研修を小学生にもわかりやすく工夫し、福祉教育事業と連動し地域に広げます。
④あいサポート企業・団体の認定の推進	通年	5団体	あいサポーター研修を受講した企業や団体を認定し、地域に貢献団体を増やします。
(3) 社会福祉実習、職場体験学習等の受け入れ	随時	受入れ人数 100名	社会福祉士や介護福祉士、看護師養成のための実習及びインターンシップ、福祉職場見学希望者等を受け入れ、福祉人材の育成を行います。
(4) 共学支援プログラム	5～3月	参加者 5名 地域ボランティア 5名の育成	近隣社協、大学との共催事業として、障害児(者) (その保護者を含む) との交流・体験及び研修・講習等を行います。講座修了生が共学支援地域ボランティアとして活動できるよう支援します。

15. 市民への福祉出前講座

□ 福祉出前講座の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
福祉出前講座	随時	年6回 100名	<p>地域福祉活動についての浸透を図るため、市民からの要望に応え、地域福祉活動に関する出前講座を実施します。</p> <p>(講座例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会について ・成年後見制度やあんしんサポートねっとについて ・住民参加型有償福祉サービ

			スやボランティア活動、ふれあいサロンについて ・小地域福祉活動について ・認知症サポーター養成講座 ・生活困窮者自立支援事業について など
--	--	--	--

16. 福祉資金の貸付等

□ 資金の相談及び貸付の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 援護資金	通年	貸付件数 24件 相談件数 100件 ※相談件数には生活援護資金を含む。	低所得世帯で臨時的出費や収入減少、不慮の事故、災害その他の理由で生計困難、不安な世帯に対し、貸付を行うことで経済的自立を助長し、生活の安定を図ります。
(2) 生活援護資金	通年	貸付件数 56件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、市内の生活困窮者に対して、短期間の繋ぎ資金として貸付を行います。
(3) 福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	貸付件数 20件 相談件数 200件 ※上記件数	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福祉資金の貸付を行います。
(4) 総合支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	数は、 (3)福祉資金 (4)総合支援資金	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、自立が見込まれる失業者に対し、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。

(5) 教育支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(5)教育支援資金 (6)不動産担保型生活資金	低所得者に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費の貸付を行います。
(6) 不動産担保型生活資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(7)埼玉県障害者福祉資金 (8)臨時特例つなぎ資金も含まれます。	低所得または要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費の貸付を行います。
(7) 埼玉県障害者福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体が、新規に障害者福祉施設を開設する経費及び既存の障害者福祉施設を整備する経費の貸付を行います。
(8) 臨時特例つなぎ資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		住居のない離職者に対し、公的給付制度または公的貸付制度の申請から決定までの間に必要な生活費の貸付を行います。

□ 緊急援護の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 法外援護	通年		旅行困難者に対して、旅費交通費の一部を援護します。
(2) 災害援護	通年		災害にあった世帯に対し、見舞金を支給します。

17. 地域福祉活動の推進

□ 小地域福祉活動の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 支部社会福祉協議会への活動支援	通年		支部社会福祉協議会の活動を支援することにより、小地域における福祉活動(会食、配食、友愛訪問、茶話会、サロン、見守り活動等)の推進を図ります。
(2) 見守り事業	通年	研修会 1回開催 見守りサポーター 200人増	生活支援体制整備事業の「ちょこっと見守りサポーター」や第2層活動、支部社会福祉協議会活動における見守り活動等を中心に、関係職種と連携した、日常生活の中での緩やかな見守りあいを推進します。
(3) ふれあいサロン推進事業	通年	研修会、 情報交換会 年1回開催、 運営費助成 20団体	高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象としたふれあいサロンの立ち上げの際の支援や、その後5年間の運営費を助成します。 また、サロンを全市的に拡充し、市内サロンのネットワーク化を図ります。
(4) 狭山市コミュニティサロン協議会の運営	通年	定例会 年2回開催 情報登録の受付、 更新	狭山市内の多機能サロン、コミュニティカフェ等のネットワーク管理と協議会の運営を行います。

(5) 地域わくわく事業	通年	8 地区 20 団体	地域が元気になるための、地域を応援する仕組みとして、自治会で行う地域福祉活動に対して助成を行うことで、自治会を中心とした地域コミュニティの再構築を図ります。
(6) 民生委員・児童委員協議会への支援	通年		地域福祉活動の要である民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。
(7) 地域福祉活動スタートアップ助成事業	7 月	6 団体	新たに設立された地域福祉活動団体への立ち上げ時の設備費用・運営費等や既存の団体が新たな活動を始める際の設備費用の助成を行うことで、団体の基盤強化を図り、地域福祉活動の活性化につなげます。
(8) 地域福祉活動者研修助成事業	通年	250 名	地域福祉活動団体のリーダーに対する研修情報の提供や本会が指定する有償の研修参加費の助成を行うことで、地域に先進的な福祉活動の情報を還元し、地域福祉活動の活性化を図ります。

□ 狭山市との協働事業

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 地域のつながりと 支え合いを考える 集い	(未定)	入場者 200 名	地域福祉に関するシンポジウムを開催し、地域福祉への理解の促進を図ります。 また、シンポジウム開催にあたり、高校生・大学生などの若者の福祉への関心を高める取り組みを行います。

(2) 地区福祉講座 (傾聴ボランティア 養成講座)	年 2 回	参加者 40 名	要支援者の話を聴き、心に寄り添った支援を実践するため、地域住民を対象に傾聴に関する知識や、技能習得を学ぶ講座を実施し、積極的に傾聴に係るボランティアの養成を図ります。
(3) 地域のつながりと 支え合いを考える パネル展	(未定)		狭山市役所のエントランスホール等において、狭山市内で先進的または効果的な地域福祉活動を行う団体の事例を発表し、市民の地域福祉に関する理解や関心を高めるため、パネル展を開催します。
(4) 地域福祉推進計画 の進捗管理	通年	会議 4 回 検討会 を別途 開催	狭山市地域福祉推進計画の進捗管理をするため、狭山市地域福祉推進市民会議等を設置します。 また、地域福祉課題に対応するため狭山市地域福祉推進市民会議のもとに検討会を設け、地域福祉課題の解決に向けたネットワークや仕組みづくりについて協議していきます。
(5) 外出支援サービス 普及検討会	通年	会議 4 回	外出支援サービスに対する知識・経験やノウハウをもつ地域住民、社会福祉法人などが、普及や充実に努めるために、地域福祉課題の解決に向けた個別具体的な協議をしていきます。

18. 施設の管理運営（指定管理者）

□ 本会運営施設の管理

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山市社会福祉会館の運営管理	通年	利用人数 36,000名	地域福祉活動の拠点として社会福祉会館の管理を行い環境美化、利用者の増員に努めます。
(2) 老人福祉センターの運営管理	通年	利用人数 124,000名	<p>①高齢者福祉の拠点として、高齢者や高齢者団体に対し自主活動の支援や協力を行います。また、生活や健康などの相談に応じ各種情報提供に努めます。</p> <p>②介護予防の啓発や生きがいづくり、仲間づくりの場として健康増進及び介護予防事業の充実、各種教養講座の開催、たまり場活動、レクリエーション活動を行います。</p> <p>また、地域の関係機関との連携を深め、利用者の増員に努めます。</p> <p>③古切手や使用済テレホンカード、入れ歯の収集などのリサイクル活動にも積極的に取り組みます。</p>

19. ボランティアセンター

□ ボランティアセンター機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 登録ボランティアグループ会議	4月 10月	参加者 22団体	<p>ボランティアグループの実績報告、助成金申請の説明等行います。</p> <p>また、回数を増やし意見交換の機会を充実します。</p>

(2) あなたにもきっと見つかるボランティア講座	5、11月	受講生 10名	ボランティア入門講座を実施し、地域活動の担い手となる人材を養成します。
(3) 世代間交流事業	8、12月	参加者 小学生 15名 大人 15名	夏休みや冬休みの小学生を対象に、中学生から大人まで、老人福祉センターや地域の拠点に集う様々な世代との交流を図ります。
(4) 災害ボランティア講座	7月	受講生 20名	災害時に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関わる講座を行います。
(5) 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練	8月	災害ボランティア 60名の 育成等	災害時要援護者への対応や支援、災害ボランティアの受け入れを想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。
(6) 精神障害を理解し支援する講座	9月～ 10月	受講生 10名	様々な視点から、自分たちの暮らす地域を知り、気にかけていく習慣を持ち、排除しないまちづくりができる住民を増やします。
(7) 地域共生のための仲間づくり講座	6月、7月 10月	受講生 10名× 3講座	多様な世代に関心のある学びや体験を通して、仲間づくりや地域の支え合い活動に関わるきっかけとします。
(8) ボランティア保険の取扱い	通年	活動保険 2,800件 行事用保険 160件など	ボランティアとして安心して活動ができるようにボランティア保険を取扱います。
(9) 彩の国ボランティア体験プログラムの開催	6～2月	50メニュー 参加者 100名	ボランティア活動プログラムを提供し、ボランティア活動へ取り組む機会を提供します。

(10) 地区ボランティアセンターの設置支援	月1～4回	年120件の相談	集会所等でボランティアの発掘、ニーズの調整等の研究を進めます。
(11) ボランティア活動の需給調整等	年間	調整件数 年間延べ 1,500件 活動者数 延べ 4,300名	ボランティア活動の紹介、活動依頼、相談等を行います。

20. 有償福祉サービスささえあい狭山

□ 有償福祉サービスささえあい狭山の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 有償福祉サービスささえあい狭山の運営	通年	会員数 520名 活動時間 月700時間 稼働人員 月100名 活動件数	利用者の細かなニーズに対応した各種サービスの提供を市民活動の一環として行います。 また、地域の有償福祉サービス団体の実情を鑑み、ささえあい狭山の運営も検討してまいります。
(2) 有償福祉サービスの需給調整等	通年	月700件	利用者、提供者の実情に応じた適切な需給調整を行います。
(3) 研修会・説明会等の開催	随時	研修会 毎月1回 説明会 随時 講座 年1回	研修会・説明会を随時行い、より良いサービス提供の推進に努めます。 また、会員の生活向上のための講座（提供・利用共通）を行います。

21. 収益事業

□ 収益事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 飲料水等販売	年間	150,000 円	社会福社会館、老人福祉センター3館(宝荘・寿荘・不老荘)、サンパーク奥富、教育センターに自動販売機を設置し、飲料水等の販売を行います。
(2) 切手及び収入印紙の販売	年間	250,000 円	社会福社会館で個人及び市役所、会社等へ切手等の販売を行います。